

「指定訪問介護事業所」
「介護予防・日常生活支援総合事業」

第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当事業】

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(青森県指定 第0272100421号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス又は第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当事業】を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 柏友会
(2) 法人所在地	青森県つがる市柏桑野木田若宮255番地1
(3) 電話番号	0173-25-2115
(4) 代表者氏名	理事長 成田 英世
(5) 設立年月日	平成5年7月15日
(6) 設立番号	第1886号

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成12年3月16日指定
指定介護予防訪問介護事業所・平成18年4月1日指定
第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当事業】
・平成30年4月1日指定
青森県第0272100421号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人柏友会が開設する特別養護老人ホーム桑寿園（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業サービス並びに介護予防訪問介護相当事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が在宅において生活する要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム桑寿園
(4) 事業所の所在地 青森県つがる市柏桑野木田若宮255番地1
(5) 電話番号 0173-25-2115

(6) 出張所の所在地 青森県平川市猿賀池上100番地1
電話番号 0172-57-3135

(7) 出張所の所在地 青森県つがる市柏上古川八重崎223番地1
電話番号 0173-23-3260

(8) 出張所の所在地 青森県つがる市木造有楽町15番地1
電話番号 0173-26-5525

(9) 事業所長（管理者）氏名 成田房子

(10) 当事業所の運営方針

- ① 訪問介護員等は、要介護又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ② 指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(11) 開設（サービス開始）年月 平成12年4月1日
平成18年4月1日（介護予防事業所）
平成30年4月1日（第一号訪問事業）

(12) 通常の事業の実施区域 つがる市、五所川原市、弘前市、平川市、
黒石市、鶴田町、板柳町、藤崎町、田舎館村

(13) 営業日及び営業時間

営業日	年間を通じて毎日 (ただし12月31日から1月2日までを除く)
受付時間	毎日 午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	通常 午前8時00分～午後5時00分 事前に連絡があれば早朝・夜間対応可能

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して訪問介護・介護予防訪問介護相当事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職名	資格	常勤	非常勤	兼務	合計	業務内容
管理者	社会福祉士	1名		(1)	1名	介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	4名			4名	利用調整、技術指導訪問介護計画の作成
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等	13名 6名	2名		15名 6名	身体介護に関する援助・入浴、食事、排泄等生活援助に関する援助 ・掃除、洗濯、調理等
合計		25名	2名	(1)	26名	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して訪問介護サービスを提供します。

また、それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

【1】介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料の9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要（訪問介護）＞

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

①身体介護

○入浴介助・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などをします。

○排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助・・・食事の介助を行います。

○体位変換・・・体位の変換を行います。

○通院介助・・・通院の介助を行います。

②生活援助

○調理・・・ご契約者の食事の用意を行います。

※ ご家族の分の調理は行いません。

○洗濯・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。

※ ご家族分の洗濯は行いません。

○掃除・・・ご契約者の居室の掃除を行います。

※ ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。

○買い物・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

※ 預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日および実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

☆事業所は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、必要なサービスを適切に提供します。事業所は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者又は家族の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

< 利用料 >

①訪問介護サービス利用料（要介護1から5）

それぞれのサービスについて、その内容と平常の時間帯（午前8時00分から午後5時00分）での1回の料金は次のとおりです。サービス利用料の9割分が介護保険から給付され、利用者負担は1割となります。ただし、介護保険負担割合証に記載の割合により給付率が2割または3割と判定された期間の場合、利用料は2割または3割負担となります。

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	以降、 30分増すごとに
利用料金（1回）	1,630円	2,440円	3,870円	820円を追加
自己負担1割分	(163円)	(244円)	(387円)	(82円を追加)
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上	
利用料金（1回）	—	1,790円	2,200円	—
自己負担1割分	—	(179円)	(220円)	—
通院等乗降介助	970円（片道15分まで）			
自己負担1割分	(97円)			

☆特定事業所加算（II） → 所定単位数の10%を加算します。

☆初回加算 → 200円（自己負担・1月につき）

新規に訪問介護計画を作成するご契約者へ対して、初回月にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合、もしくは同行訪問した場合に加算されます。

☆緊急時訪問加算 → 100円（自己負担・1回につき）

ご契約者や、その家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたうえで、計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に、加算されます。

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時00分から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時00分まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意を得て、通常の利用料金の2倍をいただきます。

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆出張所と同一の敷地内にある集合住宅の入居者にサービスを提供した場合、同一敷地以外へのサービス提供状況により、所定単位数の100分の90又は100分の88に相当する額を算定します。（10%又は12%の減額）

☆介護職員等処遇改善加算（I）→ 厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所に対して、上記で算出された総単位数にサービス別加算率（24.5%）を乗じた額を加算します。

介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当事業】

②第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当事業）（事業対象者、要支援1、要支援2）

介護予防訪問相当事業介護サービスについて、料金は次の通りです。

（月額）

		介護保険10割分	自己負担1割分
介護予防 訪問介護費（I）	要支援1・2 週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	一月につき 11,760円	一月につき 1,176円
介護予防 訪問介護費（II）	要支援1・2 週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	一月につき 23,490円	一月につき 2,349円
介護予防 訪問介護費（III）	要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	一月につき 37,270円	一月につき 3,727円

☆初回加算 → 200円（自己負担1割分・1月につき）

新規に訪問介護計画を作成するご契約者へ対して、初回月にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合、もしくは同行訪問した場合に加算されます。

月途中からの新規契約等で、契約期間が一月に満たない場合等、その当月につきましては契約日からの日割り計算となります。

☆介護職員等処遇改善加算（I） → 厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所に対して、上記で算出された総単位数にサービス別加算率（24.5%）を乗じた額を加算します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に家事支援する食事の材料に係る費用は、実費を負担していただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆①の訪問介護サービスの「生活援助」と、②の介護予防訪問介護サービスは、原則1回のサービス提供時間は1時間30分を限度とします。

【2】介護保険の給付対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料金>

※介護保険の料金表以外の金額

通院等乗降介助において、介護保険の料金表以外の運賃を徴収します

また、病院などにヘルパーが送迎する場合、「身体介護一割の額」に加え「運賃」がかかります。

距離	料金
1. 0kmまで	100円
2. 0kmまで	200円
3. 0kmまで	300円
4. 0kmまで	400円
5. 0kmまで	500円
以後1km超す毎に	以後+100円

①複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

②交通費

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道3km未満 300円
- 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道3km以上

1km増す毎に300円に100円を追加

③介護保険サービス対象とならない家事や介護の支援

例えば、入退院時の準備、片付け、付き添い、入院中の買い物代行、洗濯代行等親族や頼れる知人が身近にいない方対象に行います。

サービス利用にあたっては、ケアプランに保険外サービスとして盛り込まれていることが条件です。

30分未満 1000円 30分～1時間未満 2000円 30分増すごとに1000円追加

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

【3】利用料金のお支払い方法

前記【1】、【2】の料金・費用は、次のとおりお支払いください。

1カ月ごとに計算し、翌月15日にまでご請求しますので、請求月末までに以下の方法でお支払い下さい。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、 事業所窓口での現金払い

イ、 下記指定口座へ振り込み（振込手数料が必要です）

青森みちのく銀行 木造支店 普通預金 口座番号 5115825

社会福祉法人 柏友会

理事長 成田 英世

ウ、 口座振替（振替手数料は無料です）

【4】利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出のなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

【5】訪問介護サービスの利用に関する留意事項

①サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

②訪問介護員の交替

ア. ご契約者からの交替申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ. 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

③サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当事業の利用にあたり、契約者は「4. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. サービスの実施

事業者は訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当事業の実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当事業実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

エ. 事業所は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、必要なサービスを適切に提供します。事業所は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者又は家族の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

④サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と、時間に応じたサービス利用料金を請求します。

⑤訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等から高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

⑥守秘義務等

利用者が医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要で利用に係る情報に限り、あらかじめ別紙「個人情報利用についての同意書」による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は家族の個人情報を用います

知り得た情報については守秘義務を徹底いたします。当該事業所の職員、または当該事業所の職員であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

⑦損害賠償（事業者の義務違反）

事業者は、居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じができるものとします。

6. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

◎苦情受付窓口（担当者）

サービス提供責任者 安田尚平・敦賀好泰

工藤恵美子・中村敢士

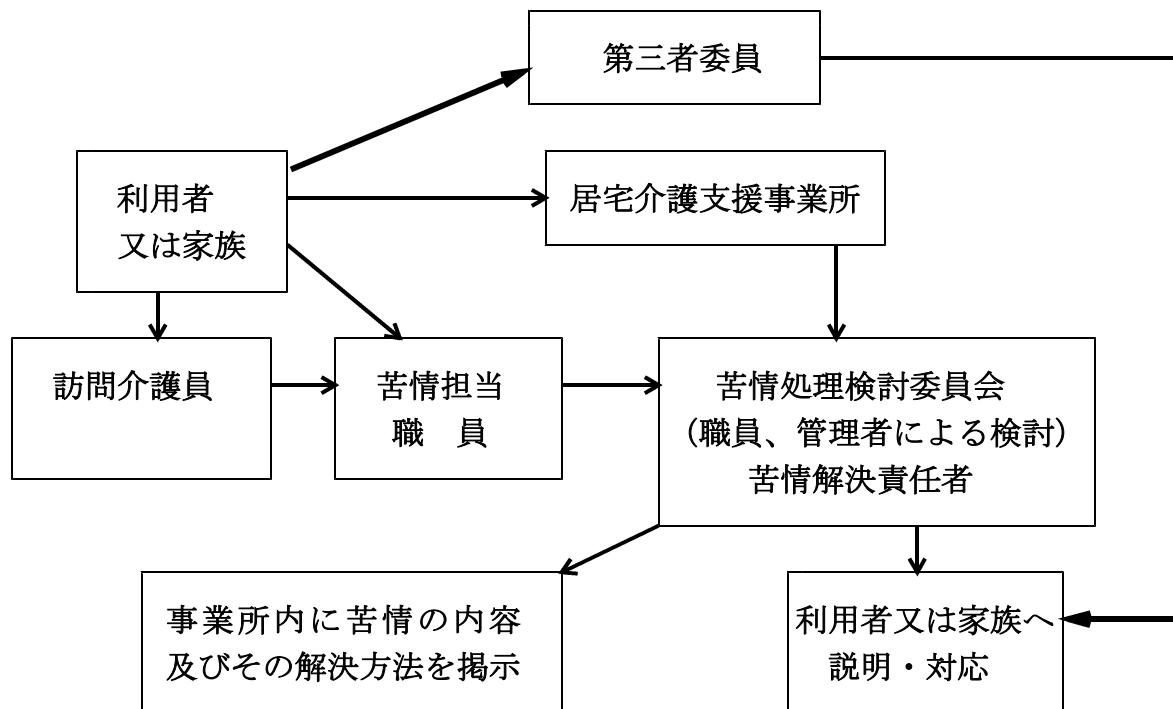
◎苦情解決責任者 管理者 成田 房子

◎第三者委員

◎受付時間 365日（24時間体制）

また、苦情受付ボックスを、当事業所の玄関に設置しています。

(2) 苦情処理フロー



(3) 行政機関その他苦情受付機関

◎つがる市役所 福祉部 介護課	所在地 青森県つがる市木造若緑6 1-1 電 話 0173-42-2111 FAX 0173-49-1230 受 付 8:30~16:45
◎平川市役所 福祉課介護保険係	所在地 青森県平川市柏木町藤山25番地6 電 話 0172-44-1111 FAX 0173-44-8619 受 付 8:30~16:45
◎弘前市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 青森県弘前市大字上白銀町1-1 電 話 0172-35-1111 FAX 0172-35-7956 受 付 8:30~16:45
◎黒石市役所 健康福祉部高齢介護課	所在地 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号 電 話 0172-52-2111 FAX 0172-52-6191 受 付 8:15~17:00
◎青森県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 青森市中央3-20-30県民福祉プラザ2階 電 話 017-723-3039 FAX 017-723-3098 受 付 8:30~16:45
◎国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)	所在地 青森市新町2丁目4-1青森県共同ビル4F 電 話 017-723-1336 FAX 017-723-1088 受 付 8:30~16:45

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご契約者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	氏名		
	連絡先		電話番号
ご家族	氏名		
	連絡先		電話番号

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

また、お客様に対して居宅の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償の手続きをいたします。当事業所は「あいおい損害保険株式会社」と損害賠償保険契約を結んでおります。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するためには、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 管理者 成田房子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

事業所控

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当事業の提供開始にあたり、利用者に
対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所

指定訪問介護事業所

介護予防訪問介護相当事業

特別養護老人ホーム桑寿園

管理者

成 田 房 子

印

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印

利用者控

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当事業の提供開始にあたり、利用者に
対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所

指定訪問介護事業所

介護予防訪問介護相当事業

特別養護老人ホーム桑寿園

管理者

成 田 房 子

印

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印

重要事項説明書別紙

個人情報の使用及び取得に関する同意書

私（及び私の家族）の個人情報については、下記により必要最小限の範囲で使用及び取得することに同意いたします。

1. 使用目的

- （1）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、私及び家族状況を把握するために必要な場合
- （2）上記（1）の外、介護支援専門員または介護サービス事業所、県及び各市町村担当窓口、その他各種関係機関等との連絡調整・連携により、心身の健康の保持及び生活の安全のために必要な援助を行う場合
- （3）入院・通院時の医療機関への情報提供や情報取得が必要な場合

2. 個人情報を利用（提供及び取得）する事業所等の範囲

- （1）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所、介護保険外サービス事業所の担当者
- （2）主治医や医療機関の担当者等（体調を崩しましたはケガ等で診療、入院することになった場合）
- （3）県及び各市町村担当窓口、その他民生委員などの各種関係機関の担当者等

3. 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4. 使用する条件

- （1）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に洩れることがないよう細心の注意を払うこと。
- （2）個人情報を使用及び取得した会議、相手方、個人情報利用の内容等についてはその経過を記録すること。

令和　年　月　日

訪問介護事業所
介護予防訪問介護相当事業　　特別養護老人ホーム桑寿園 殿

住 所 印
氏 名

（家族）住 所 印
氏 名